

第70回 税理士試験 国税徴収法

●はじめに

〔第一問〕については、2題出題されたが、問1は「次順位買受申込者制度」に係る理解力を問う問題、問2は基本レベルの問題であった。よって、問1では制度趣旨などを作文形式で記述することが要求され、問2は基本項目を書き損じることなく、完璧な解答が要求されることになるだろう。

〔第二問〕の事例理論問題は、平成30年度の本試験問題(申請による換価の猶予)をベースに「滞納者(納税者)及び税務署長の手続」「猶予期間の延長」などの論点を追加した形で出題された。これらは通常の講義は基より直前対策講義でも説明し、また、上級演習や答練でも出題した内容であるので、やはり、それなりの点数を取る必要があると言わざるをえない。ただ、事例に基づく「分割納付計画の変更」などは正確に記述できなくても、さほど問題はないだろう。

全体として、〔第一問〕の基本から標準レベルの問題で確実に得点し、〔第二問〕の事例問題でどの程度まで得点を積み上げることができるかが勝負の決め手となるだろう。

Z-70-H 〔第一問〕問題

〔第一問〕 —50点—

問1 国税徴収法第104条第1項では、徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならないと規定され、また、同法第104条の2第1項では、徴収職員は、入札の方法により不動産等の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額(以下「最高入札価額」という。)に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。)による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならないと規定されている。

- (1) 不動産等の公売において、「最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない」とされている趣旨(理由)を説明しなさい。
- (2) 不動産等の公売において、最高価申込者の場合と異なり、次順位買受申込者を本人の申込制としている理由を説明しなさい。
- (3) 次順位買受申込者となる者の要件について説明するとともに、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上で、その全ての者から買受けの申込みがあった場合の次順位買受申込者の定め方について説明しなさい。

問2 次の事項について、簡潔に説明しなさい。ただし、税務署長が行う処理については説明する必要はない。

- (1) 財産の差押換えの請求について。
- (2) 交付要求の解除の請求について。

Z-70-H [第一問] 解答

問1について

- (1) 公売事務の合理化を図るため、仮に、買受人が買受代金を納付しない等の理由により再公売に付する必要が生じた場合でも、再度、公売公告から売却決定までの手続をやり直さなくてもすむように、最高価申込者の決定の直後に次順位買受申込者を定めることができることとしたものである。 [10]
- (2) 最高価申込者の場合と異なり、次順位買受申込者を本人の申込制とした理由は、次順位買受申込者の提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付するまで返還が留保されること、さらに、次順位買受申込者に売却決定がされる場合は極めて少ないことである。 [5]
- (3) [15]
- ① 次順位買受申込者となる者の要件
- 次のすべての要件に該当するときは、徴収職員は、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。
- イ 入札の方法により不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等の公売をしたこと。
- ロ 最高入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者から次順位による買受けの申込みがあること。
- この場合、最高入札価額により入札した者が二人以上あるときは、それらの者のうち、最高価申込者となり得なかった者が最高入札価額に次いで高額の入札をした者となる。
- ② 次順位買受申込者の定め方
- 最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上で、その全ての者から買受の申込みがあった場合は、くじで定める。

問2について

- (1) 財産の差押換えの請求について [12]
- ① 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え
- 次のすべての要件に該当するときは、その第三者は、税務署長に対し、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。
- イ 質権、抵当権、先取特権（不動産保存の先取特権等又は不動産賃貸の先取特権等に限る。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（上記の先取特権以外の先取特権を除く。）の目的となっている財産が差し押えられたこと。
- ロ 滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができること。
- ② 相続があった場合の財産の差押換え
- 次のすべての要件に該当するときは、その相続人は、税務署長に対し、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。
- イ 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられたこと。
- ロ 相続人が他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができること。
- ③ 滞納者による場合
- 滞納者が既に差し押えられた財産がある場合において、他に差し押さえることができる適当な財産を提供することにより、差押換えの請求をすることができる。
- (2) 交付要求の解除の請求について [8]
- 強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があったときは、税務署長に対し、次のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。
- ① その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。
- ② 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

乙-70-H〔第二問〕問題

〔第二問〕 —50点—

次の設例を共通の前提として、以下の問1及び問2のそれぞれの事実関係に基づき、各問に答えなさい。
なお、解答に当たり、延滞税、利息等の額及び土日、休日等を考慮する必要はない。また、令和元年分の申告所得税に関しては、期限の延長はされていないこととする。

〔設例〕

小売業を営む納税者Aは、平成30年分の申告所得税の修正申告書（納税額150万円）を令和元年11月30日にY税務署長に提出したが、現在、Aは当面必要な事業資金以外に50万円しかなく、残額については即時に納付することが困難な状況であった。

なお、Aは、修正申告書を提出した時点において、上記修正申告分以外の国税の滞納はない。
また、Aは、自宅兼事務所である不動産（評価額500万円）を所有している。

問1 納税者Aは、修正申告書を提出した日に納付可能額の50万円を納付したが、残額の納付については、事業の状況から毎月末20万円の分割納付を行いたいと考えている。

修正申告書の提出時において、Aが行うことができる国税徴収法上の措置として考えられるものについて、その要件及び手続（Aが提出すべき書類及び当該書類の記載内容）を簡潔に説明しなさい。

問2 納税者Aは、令和元年12月1日から令和2年4月30日まで、国税徴収法上の措置に基づき、毎月末20万円の分割納付をすることとなった。Aは、令和2年2月分までは順調に分割納付を行っていたものの、令和2年3月5日、突如、取引先Bが倒産したため、取引先Bに対する売掛金の回収ができなくなった。

Aは、令和元年分の申告所得税の確定申告書（納税額30万円）を令和2年3月13日に提出したが、上記売掛金の回収不能により即時の納付が困難であり、納税額全額について、確定申告書の提出と一緒に換価の猶予を申請した（申請書の記載に不備はなく、添付書類の不足もない。）。

Aは、令和2年3月以降の納付資金は、毎月末10万円が精一杯の状況であるところ、まずは、平成30年分の申告所得税（修正分）の残額を分割納付し、その後、令和元年分の申告所得税（確定分）について、引き続き、分割納付したいと考えている。

この場合において、Y税務署長がとるべき措置について、理由を付して答えなさい。

なお、令和2年分の予定納税については、考慮する必要はない。

Z-70-H [第二問] 解答

問1について

1 要件 [12]

税務署長は、次のすべての要件に該当するときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

- (1) 滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められること。
- (2) 滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- (3) 滞納者がその国税の納期限から6か月以内に猶予の申請をしたこと。
- (4) 国税通則法第46条に規定する納税の猶予の適用を受けている国税でないこと。
- (5) 税務署長が担保の徴取を必要と認めた場合において、担保の提供があったこと。

ただし、その申請に係る国税以外の国税（猶予の申請中の国税及び一定の猶予中の国税を除く）の滞納がある場合には適用しない。

本問の場合、(1)納税者Aは、修正申告書を提出した日に納付可能額の50万円を納付したが、残額の納付については、事業の状況から毎月末20万円の分割納付を行いたいと考えていることから、納税について誠実な意思を有すると認められる。

(2)納税者Aは、当面必要な事業資金以外に50万円しかなく、残額については即時に納付することが困難な状況であるため、国税を一時に納付することにより事業の継続を困難にするおそれがあると認められる。

(3)修正申告書の提出時が平成30年分申告所得税の修正申告分の納期限であるため、納期限から6か月以内に該当する。

(4)平成30年分の申告所得税の修正申告分について、国税通則法第46条に規定する納税の猶予の適用を受けていない。

(5)猶予に係る税額が100万円以下であるため、担保の提供は要しないこととなる。また、修正申告分以外の国税の滞納はない。

したがって、納税者Aは、修正申告書提出時において換価の猶予を申請することができる。

2 手続 [8]

換価の猶予の申請をしようとする者は、その国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる詳細、その他一定の事項を記載した申請書に、財産目録等一定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。

本問の場合、換価の猶予の申請書に次の事項を記載する。

- ① 国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- ② 納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額
- ③ 上記②の金額のうち、納付を困難とする金額
- ④ 猶予を受けようとする期間
- ⑤ 猶予に係る金額を分割して納付する場合の分割納付計画（各納付期限及び各納付期限ごとの金額）

問2について

1 平成30年分の申告所得税（修正分） [20]

(1) 猶予期間

① 猶予期間は、原則として1年以内の期間に限られる。この場合において、納税者の将来における納付能力に応じ、猶予金額を月別などに適宜分割して、それぞれの分割した金額ごとに猶予期間を定めることができる。

② 上記①の場合において、猶予期間内に止むを得ない理由により猶予金額を納付できないと認められるときは、納税者の申請により猶予期間を延長することができる。ただし、延長できる期間は、既に認めた猶予期間を合わせて2年を超えることができない。

本問の場合、納税者Aは、取引先Bの倒産による売掛金の回収不能により、令和2年4月30日まで猶予金額を納付できないと認められるため、納税者の申請により猶予期間を延長することができる。

(2) 分割納付計画の変更

税務署長は、猶予に係る金額を分割して納付させる場合において、納税者が通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限及びその納付金額を変更することができる。

本問の場合、取引先Bの倒産による売掛金の回収不能により、分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認められる。したがって、分割納付の各納付期限及びその納付金額を変更することができる。

(3) 分割納付計画の変更の決議及び納税者への通知

分割納付計画を変更する場合（猶予期間の短縮に際して行う場合を除く。）は、換価の猶予の納付計画変更決議書により決裁を了した上、その旨を換価の猶予の納付計画変更通知書により納税者に通知する。

本問の場合、分割納付計画を変更する場合、納税者Aに通知する。

2 令和元年分の申告所得税 10

(1) 税務署長の手続

申請書の提出又は猶予期間の延長の申請書の提出があった場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、換価の猶予をし、又はその換価の猶予若しくはその猶予の延長を認めないものとする。

本問の場合、税務署長は、納税者から換価の猶予の申請書の提出があった場合には、当該事項について調査を行い、申請書の記載に不備はなく、添付書類の不足もないため、換価の猶予を認めるものとする。

(2) 通知

税務署長は、換価の猶予をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その旨その他必要な事項を滞納者に通知しなければならない。

本問の場合、税務署長は、換価の猶予をしたときは、納税者Aに通知しなければならない。

(3) 分割納付

税務署長は、換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする一定の金額を限度とする）をその猶予をする期間内の各月（税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、税務署長が指定する月）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

本問の場合、令和2年5月分及び6月分については、毎月末に平成30年分の申告所得税（修正分）10万円の分割納付をするための期間とし、令和2年7月から同年9月まで毎月末10万円の分割納付をさせるものとする。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕の問1は、「次順位買受申込者制度」が問われた。「制度趣旨」「次順位買受申込者の決定」については、どれも通常の講義及び直前対策講義において、その重要性を強調してきた論点である。よって、かなりの高得点が要求される。なお、「本人の申込制としている理由」については、正解ができなくても問題ないと考えられる。合格確実ラインは、25点ぐらいだと思われる。

〔第一問〕の問2は基本レベルであり、通常の講義及び直前対策講義において、その重要性を強調してきた「差押換えの請求」、「交付要求の解除請求」などが出題された。これらは答練でも出題しているので、この問題で失点すると大きな痛手と言わざるを得ない。よって、合格確実ラインは20点位と思われる。合計45点。

〔第二問〕の事例理論問題は、平成30年度の本試験問題(申請による換価の猶予)をベースとし「猶予期間の延長」「分割納付計画変更」の論点を追加した形で出題された。これも講義でその重要性を強調した内容である。特に基本項目(申請による換価の猶予の要件、猶予期間及びその延長など)は確実に得点をしなければならないと考える。従って、合格確実ラインは、問1で最低17点位、問2で最低18点位で合計35点位になるだろう。

今年度の本試験は、〔第一問〕については概ね基本レベル、〔第二問〕については標準レベルの問題である。よって、どれだけ取りこぼしなく得点することができるかが合否を左右すると予想される。

以上のことから〔第一問〕で40点位、〔第二問〕で30点位、合計70点位がボーダーラインとなり、合格確実ラインは80点位になるだろう。